

「IoT ガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」 の S マークへの適用に関する運用基準

2022 年 8 月 1 日制定
電気製品認証協議会

令和 3 年 4 月 28 日に電気用品、ガス用品等製品の I o T 化等による安全確保の在り方に関するガイドライン (https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/iot.html) (以下、「IoT ガイドライン」という。) が発行されたことを受け、この IoT ガイドラインを電気用品技術基準の解釈別表第八の解説として活用するために、電気用品調査委員会 (事務局：一般社団法人日本電気協会) のホームページの「活動成果」 (<https://eam-rc.jp/result/result.html>) において、2022 年 7 月 5 日付けで「IoT ガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」(以下、「IoT ガイドライン等の活用解説」という。) が公開されました。

(https://eam-rc.jp/pdf/result/IoTguidelineBetsu8kaisetsu_20220705.pdf)

S マーク認証においては、この「IoT ガイドライン等の活用解説」の適用開始時期を IoT ガイドラインの遠隔操作を行う機器の分類ごとに、次のように設定させていただきますので、既認証製品の該当製品については、適用開始時期までに認証機関で必要な対応 (基準変更試験等) を完了していただけますようお願いいたします。

IoT ガイドラインの遠隔操作を行う機器の分類	適用開始時期
1. 遠隔操作を許容する機器 (IoT ガイドライン等の活用解説 P9 の①～③参照)	2024 年 8 月 1 日 (2 年後)
2. 遠隔操作に不向きな機器 ①【人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの】(原則、遠隔操作不可) (IoT ガイドライン等の活用解説 P10 の①参照) ②【比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの】(原則、遠隔操作不可) (IoT ガイドライン等の活用解説 P10 の②参照)	2023 年 8 月 1 日 (1 年後)
③【比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または機器の機能、役割から遠隔操作する意味がないもの】(遠隔操作をする目的を明確にする必要がある機器) (IoT ガイドライン等の活用解説 P10 の③参照)	2024 年 8 月 1 日 (2 年後)
「IoT ガイドラインの遠隔操作を行う機器の分類」の具体的な製品については、IoT ガイドラインと同時に公開されている「令和 2 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業 (電気用品等製品の IoT 化等による安全確保の在り方に関する動向調査) 調査報告書」(https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/20210331_iot_chousahoukokusyov1.0.pdf) の図表 2-35 でご確認下さい。	

「IoT ガイドライン等の活用解説」の S マークへの適用に係る手続き・お問い合わせは、認証を希望される認証機関にお問い合わせください。

以 上